

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

佐竹史料館 事務長 参事 副参事
文化会館 事務長 副参事

を

佐竹史料館 事務長 参事 副参事

に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。